

東京都行政書士会 八王子支部 広報

行政はちおうじ・ひの

発行所 東京都行政書士会八王子支部
発行人 中塚良二
〒192-0056 東京都八王子市追分町 9 番 11 号
TEL 042-686-3425
FAX 042-623-9516
八王子支部ホームページURL
<http://gyoseisyosi.net/>

広報部より

行政はちおうじ・ひの第 80 号は、本来の支部広報・会報とは趣を少し変えて、支部会員からの投稿がたくさんつまった特別版として作成・編集しました。

コロナの影響で支部会員相互の直接の交流ができない状況下で、広報部として何かできることはないかと模索し、こういうのもたまにはどうだろうか、もしかしたらこういうほうがじっくり読んでもらえるのではないかと思ひ、思い切ってこのような特別版を発行することにしました。

自発的な投稿はもちろん、実は、広報部から個別に軽くお願いをして投稿してもらった「仕込み」もありますが、結果的になかなか良いものができたのではないかと勝手に思っております（笑）。よろしければ、支部会員の皆様からのご意見・ご感想をおきかせいただけると幸いです。

広報部一同

支部のうごき（各部からの報告）

【厚生部】

厚生部行事として、令和 3 年 1 月 20 日(水)に新年会を開催いたしました。今年度はオンラインでのやり取りが多かったですが、厚生事業としては初めての試みとなりました。今年 24 名の会員の皆様にご参加いただき、この一年を振り返っての感想や来年の抱負などについてお話いただきました。今は直接会う機会が減り、コミュニケーション不足になりやすいという声が聞こえてくる世の中ですが、福引抽選会では会員の皆様が盛り上がる雰囲気画面越しからも伝わってくるなど、楽しい会となりました。

【研修部】

2 月 25 日(木)に令和 2 年度第 3 回研修会を開催いたしました。研修テーマは「今さら聞けない!? HACCP 制度の基本」ということで、当支部会員の池田智先生を講師にお迎えして行いました。

当初は会場受講とオンライン受講を合わせたハイブリッド方式で行う予定でしたが、緊急事態宣言が延長してしまったことにより、完全オンラインのみでの研修と変更いたしました。

HACCP は新しい制度ということもあり、普段飲食業や食品製造業等の許認可業務を扱っていない支部会員の受講も多く、関心の高い分野であることを認識いたしました。

法制度は常に進化しています。常に知識をアップデートし、顧客へのサービスの向上を心がけることが大切だと感じました。

これにて今年度の研修会は終了となります。研修業務開発部の活動にご理解ご協力を賜りましたこと御礼申し上げます。

2 年間ありがとうございました。

研修部 一同

今後の予定

2021.04.17 八王子支部定時総会



支部会員のひろば（拡大版）

その時あなたはどうする！！

八王子支部会員 本山末夫

「●●書士さん、少し相談したいのですが、この度、当社では(株)◆◆会社から引合いあって、初めて下請け取引契約を行いたいのですが、この会社は大丈夫でしょうか？」

と、顧問先の社長さんに相談を受ける時がありますね。

その時、あなたならどのように対処しますか？

- ① 私は、許認可手続きだけですとわかりませんと断る。
- ② 御社の税理士さんに相談してみたらとアドバイスする。
- ③ 商工リサーチ会社に委託して、相手先の調査を勧める。

まず、①②は「ダメ」ですね。頼りにならないと次からは仕事を依頼されませんね。

では、こんな場面では、こんなことをアドバイスしたらどうでしょうか。

まず、相手先の会社の直近 3 年分の財務諸表を提出していただくこと。それが不可能であれば、関係省庁での閲覧や商工リサーチ等に委託を勧めて、相手の財務内容を調査すること。

その後、その財務諸表を拝見して、「借入金月商比率」「債務償還年数」を計算してあげる。

【借入金月商比率＝総借入額（長期借入金＋短期借入金＋割引手形）÷月平均売上高】

この比率は、自社の借入があとどれくらい可能かという比率です。企業の支払い能力を判断する資料になります。「3 ヶ月以下」であれば、安全な相手先と言えます。

【債務償還年数＝借入金の残高÷（税引後利益＋減価償却費）】

借入金を何年で返済できるかの目安です。「10 年以下（理想は 5 年以内）」であれば、安全な相手先と言えます。借入金が多すぎると相手先は、要注意です。

次に、相手先が支払う金があるかどうかを診ましょう。

「現預金比率」とも呼ばれ、企業の短期支払能力（安全性）を見るための財務指標です。

【現預金比率＝（現金＋預金）÷流動負債×100】

業種によって違いがありますが、94%以上であれば、まずは安全な相手先と言えます。理想は 100%以上ですが。

当面、相手先に支払い能力があるかどうかを数字上で判断し、相手先の経営者の人柄、従業員の仕事ぶり、商品・製品等の品質、事務所や工場の整理整頓の具合などをみて判断してください。また、初めての取引の際は、契約書及び契約前金（人件費など）を必ず取ってください。とアドバイスしてはどうでしょうか。相手先の有名度や資本金、資産が大きいと安心してしまいがちですが、気を付けたいものです。

業務紹介：特殊車両通行許可申請編

八王子支部会員 小林善一

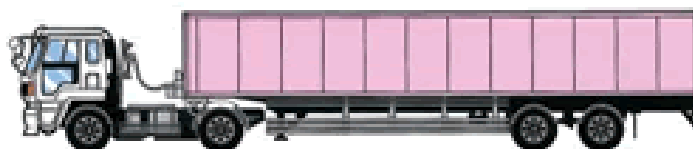
今回は私が現在の主要業務の 1 つとして取扱っている特殊車両通行許可申請のご紹介とご案内です。

特殊車両通行許可は道路法の車両制限令に基づくものです。少し簡略化してお話すると、皆様が一般的に耳馴染みの「道路交通法」は主に交通安全・ルールに関するもので、事故防止の観点から「人を傷つけない」が主目的になっていると言えます。一方で「道路法・車両制限令」は、主に道路の整備や管理、保全に関するもので「道を傷つけない」が主目的と言えます。

さて、今回の特殊車両通行許可についてですが、具体的には通行する車両が荷物等を積載した状態で、一般的な制限値である・・・

◇幅：2.5m ◇長さ：12.0m ◇高さ：3.8m ◇総重量：20.0t

のいずれかの条件を 1 つでも超過する場合は、基本的に許可を取得しなければならないとお考えください。セミトレーラやフルトレーラの運行、総重量制限が緩和された 22t/25t 単車トラック（新規格車）、単車トラックでの電柱運搬などをご想像ください。道路や橋梁が重さに耐えられるか？トンネルや歩道橋等の高さに引っかからないか？交差点を曲がれる長さなのか？などが審査されます。（※車両や通行経路によっては許可が不要なケースもあります。）



また許可申請にあたっては国交省から提供されている「特殊車両通行許可申請・電算審査用の道路情報データ」（道路情報便覧とかデジタル地図と呼んでいます。）を基に・・・

◇インターネット上の特殊車両オンラインシステム

◇オフライン作業用の専用ソフト

などを利用して、出発地から目的地までの交差点番号を結ぶ形で許可申請用のデータを作成しますが、全ての道路が道路情報データに収録されている訳ではありませんので（収録されていない道路を「未収録路線」「未採択路線」などと呼んでいます）、通行経路にこのような未収録路線が含まれると電算審査が出来ないため審査スピードが遅くなります。（※大雑把に言うと「国道と主要な都道府県道・市区町村道」以外は未収録路線が多いと思ってください。）

車両や通行経路の条件や電算審査で完結するか否かによってバラつきがありますが、許可申請から許可証発行までの期間は、当事務所の最近の申請状況からすると早くても 1 週間（収録道路で完結）、遅いと 3 ヶ月（未収録道路あり、電算審査出来ない道路あり）を要しています。

事業者様で許可取得が必要な際には、早めに行政書士にご相談をいただければと思います。また、私の方でも同業（行政書士）の皆様で、これから本業務に取り組んでいこうとお考えの方からもご相談を承ります。

【参考】国土交通省特車 PR サイト
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

近隣散歩

八王子支部会員 石見光夫

八王子市に移り住んで四十年以上になります。

この度「八王子中野町わが街」清水正之著を読み返してみました。中野町は以前は小宮町の一部とされていたとので横に広い地域で、桑畑があり養蚕業がそして織物業が盛んだったことが分かります。私が現在地に移り来た当時は機織りの工場もありました。清水氏の本五九ページに俳人水原秋櫻子のことが書かれています。昭和十九年秋櫻子さんは中野町に疎開し約十年間住んでいたとのこと。

私も数年前から俳句を始め、秋櫻子の弟子であった方の指導を受けたため、今は暁町となっている名綱神社に秋櫻子の句碑があると知ったので行ってみました。

冬菊のまとふはおのがひかりのみ 秋櫻子

隣家から菊の苗を貰った時の句とのこと。秋櫻子の始めた馬酔木は今有力な俳句結社です。

訪ふ人なき句碑にひとすじ春光 光夫

電子署名付きデジタル書面を作ってみよう

八王子支部会員 保田学

昨年 9 月、菅首相は、新政権による政策の目玉の一つとして「脱ハンコ」を打ち出しました。すると異例の速さで法令の改正が進み、早くも今年の 1 月 1 日から各種の行政手続文書において押印が不要となりました。これによって、我々行政書士も、各種申請書面に逐一依頼者に押印してもらう手間を省くことができるようになるため、業務の効率化が期待できます。もっとも、「本当に押印なしで受け付けてくれるのか？」と、いまだに疑わしく思ってしまうのも事実です。それだけ我々日本人にはハンコ文化が根付いている、ということなのでしょう。

しかし、この「脱ハンコ」政策は、世界的な大潮流である「書面のデジタル化」へのほんの入り口にすぎません。ハンコだけでなく、そもそも紙の書面すら不要になる時代が、もうすぐそこまで来ているのです。そして、この「書面のデジタル化」に不可欠なのが「電子署名」の技術です。紙の書面にハンコを押し、封筒に入れてポストに投函するかわりに、デジタル書面に電子署名を付与して電子送信する……。これが、近い将来の文書の形です。一部の行政上の申請手続ではすでにこの方式が取り入れられていますが、今後、民間同士でも契約書はデジタルで取り交わされるようになっていくでしょう。

実は、この「電子署名付きデジタル文書」は、割と簡単なツールを用意するだけで、自分で手軽に作成することができます。また、この「電子署名付きデジタル文書」は、単に作成して相手に送ればよいというわけではなく、それを受け取った人の方でも、そこに付与されている電子署名が有効かどうかを検証できてこそ意味を持つのですが、この「検証」も作成の時と同じツールで行うことができます。

具体的に、用意するのは以下のツールです。

- ①Adobe Acrobat DC (年間サブスクリプション契約で月 2,000 円弱)
- ②JPKI 利用者ソフト (無料でダウンロード可能)
- ③USB 接続のカードリーダー (3,000 円程度)
- ④電子署名機能付き個人番号カード (無料)

なお、検証は①と②があればできます。

これらの機器や個人番号カードは電子定款の認証の際にも使うので、すでにお持ちの先生方も多いかと思えます。もしご興味をお持ちになられましたら、是非、デジタル書面の作成・検証をお試しになって、近未来を体感してみたいかがでしょうか。詳しいやり方は保田 (☎042-694-0522) までお気軽にお問い合わせ下さい。

「特定行政書士之勸—lawyer としての行政書士—」

八王子支部会員 藤原将史

「特定行政書士のススメ」という題で原稿依頼があり、筆を執った。「特定行政書士」に興味を抱く契機となったのであれば幸いである。

平成 26 年の行政不服審査法及び行政書士法改正は、行政書士の上に特定行政書士を創設した訳ではない。もっとも行政書士と特定行政書士との間には「差」が存在するのも事実である。

日本行政書士会連合会（以後「日行連」とする）が実施する研修の課程を修了した行政書士は、「行政書士が作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政不服申立等手続の代理を業として行えることになる。この行政不服申立等手続の代理を業として行える行政書士を特定行政書士という。

業務範囲・権限が広がるということは、世間からの期待や責任も増えるという事でもある。それらに応えるためには、実務の研鑽を積まなければならない。実務の研鑽は、法令を読み、手続をなすというだけでは達しえない。法令や手続に関する知識も疎かには出来ないが、重要なのは日々の実務の知見を活かし、どうやったら依頼人の利益を守れるかを図り続けることであり、ひいては「より良い行政の実現」に資するよう努めることが必要となる。権利擁護と公益とを担っているという自覚を持ち、実務の研鑽をなしていくことが、新しい時代を切拓くことに繋がるのである。

特定行政書士の現状について触れてみたい。日行連によれば令和 2 年度において 4,487 名の特定行政書士が活躍している。相談受付から不服申立まで一貫して行政手続に関与することができる特定行政書士の知名度は、徐々に高くなってきている。滞っていた許認可手続が、特定行政書士が関与することで動くようになった事例も出ている。また不服申立代理に関しても、医療福祉関係や農地転用等での事例が出始めているようだ。更に約 270 名の行政書士が不服審査会委員・審理員として活躍している。現在、国の行政不服審査会には 9 名の委員がいるが、内 1 名は東京都行政書士会（以後「東京会」とする）会員である。

特定行政書士の業務内容について一考する。まず、特定行政書士による許認可申請手続においては、単に許認可を得るだけでなく、申請するか否かの事前的観点から行政処分後の事後的観点までの総合的な視点が今まで以上に重きをなし、場合によっては他の専門職との協働のもと訴訟をも想定した準備が必要となる。次いで、不服申立手続においては、行政不服審査法や業法のみではなく、行政手続法や情報公開法、条例の知見が求められる。とりわけ弁護士のような照会制度が無い行政書士にとっては、主張立証資料の収集に情報公開制度の活用が欠かせない。また地方分権の観点から、不服申立をはじめ様々な行政手続に地域差が生じることがある点にも注意が必要である。そして、不服審査手続においては、意見陳述など口頭による審理手続の活用が検討されていることから、書面だけではなく、口頭によって代弁・質疑応答できる能力が求められるようになってくると思われる。更には、審理員といった行政庁職員として、あるいは審査会委員といった専門的知見を有する第三者としての活躍が求められる場合も増えてこよう。とりわけ業務の基底となる倫理は、今までとは変わらざるを得ない。

東京会や日行連による活動を紹介してみたい。東京会は、他の単位会に先駆けて特定行政書士制度に関する委員会・特定行政書士特別委員会を創設し、行政庁に対する広報や研修等を実施してきた。近時においては同委員会の志水委員により、実体験に基づく行政不服申立に関する講義が実施されている。日行連においては、法定研修の実施は当然のこととして、実務研修や都道府県に対するアンケート等を実施し、また特定行政書士に向けた参考資料である「特定行政書士業務ガイドライン」を第二版まで発行している。近年、行政不服審査法附則 6 条に基づく行政不服審査制度の見直しが進められており、東京会は、日行連に対し、適用除外や不服申立期間等の問題点について意見を述べている。その日行連も総務省からのヒアリングに答えているという。行政手続の専門職としての知見が、政策論議においても求められているのである。

特定行政書士と行政書士との業務上の大きな違いは、行政不服審査という法的紛争の場において業として代理できるか否かという点である。業として代理できる「特定行政書士」の英訳には“lawyer”という単語を使用できるかと思われる。“Administrative Lawyer”といった表記を名刺に記す者もいるようだ。法律職

の国際化が進んでくれば、”lawyer”を名乗れるか否かは大きな違いとなつてこよう。また登記手続であるにもかかわらず認定司法書士への依頼が増えているという。そうだとすれば特定行政書士の知名度が上がるにつれ、行政不服申立に関わらない案件であっても、特定行政書士を選別し、依頼する案件が増えていくものと思われる。

非才の身であり 17 編もの文字を編むことは出来ないが、明治日本の水先案内人に敬意を表し、次の文をもって纏めとしたい。特定行政書士各人が、行政手続に一貫して関われる法律家として、権利擁護と公益とを担っているという自覚を持ち、実務の研鑽を積んでいくことが、新しい時代を切拓していくことになるのである。

その他行政書士のひとりごと

八王子支部会員 羽根昭紀

こんにちは！ 支部会員の羽根です☆

【コロナ禍で変化したこと（公）】

・何と云っても、非接触型やりとり（Web○○○、オンライン○○○等）の活用でありまして、私が最初にそんな便利なものがあることを知ったのは、やはり支部の先生のおかげでした。今でもときどき気にかけていただき、とても感謝しています。

ひとつ気になったのは、こうゆうのって、画面に映っている人以外の人が見ていることもあるんじゃないかなって思っているのですが…

たとえば、参加者限定のセミナーとか問題ないのかな…（^^）



【コロナ禍で変化したこと（私）】

・実家（岐阜県）で一人暮らしの親と会えていないこと。毎年、年末年始は親と一緒に過ごすのが当たり前のようでしたが、このような事情で東京と故郷の往来もままならず。

とりあえず電話と手紙で情報交換はしていますが、高齢で機械音痴の親はオンラインでの対面など絶対不可能(笑)。

【ソフトボール】

やる気満々で入部したにもかかわらず大したお役にも立てず、申し訳なく思っておりますが、ソフトボールが好きなことには変わりありません。

ダンスに眠っているハッピーズの帽子と T シャツの出番を心待ちにしています☆

【市民相談員】

八王子・日野市役所での市民相談では、相談者に助言をして安心してもらうやりがいと、貴重な自分自身の勉強の場でもある。

現在、ペアの先生はすべて先輩であり、相談の内容への回答はもちろん、どのような接し方をされているかなど、大変参考になる。

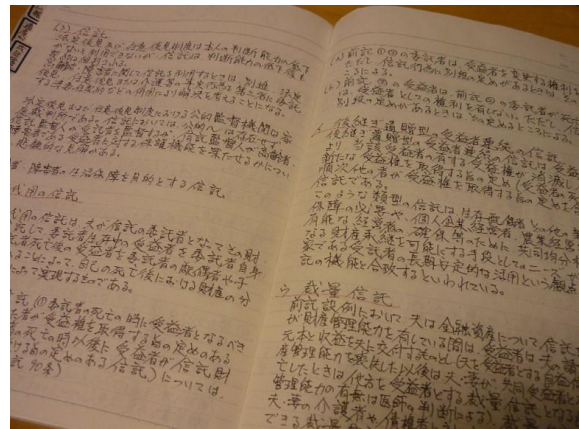
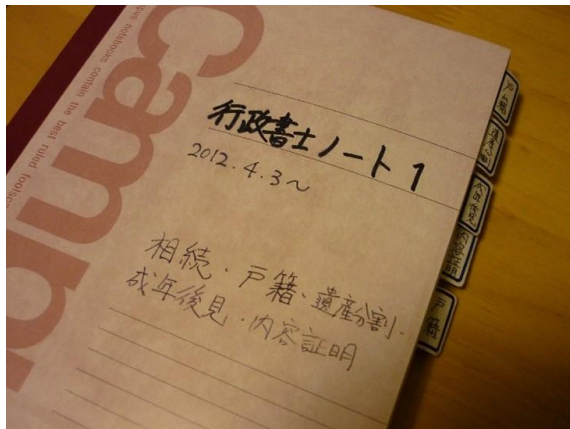
『職人が親方の仕事を目で盗む』に近いところがありますね☆。

【最近驚いたこと】

行政書士に登録する 2 年以上も前（まだ試験に合格する前）に行政書士になったつもりでノートを書いていた。最近気づいた不思議。

ってゆうか、せっかく作ったノートを今まで活用できていなかったことに愕然…(-_-)

今の自分が見ても感心するくらい根気に作業をこなしている（苦笑）。



実は意外と誤解されている「法定相続と遺言の関係」

八王子支部会員 上條友美子

1 「法定」相続の真の意味

行政書士業務には、大きく分けて、現業業務と呼ばれる「官公署に提出する書類作成」業務と、市民法務と呼ばれる「権利義務または事実証明に関する書類作成」業務とに分けられる。

後者の「権利義務または事実証明に関する書類作成」として、代表的な業務の一つに「相続に関する書類の作成」が挙げられる。いわゆる「相続手続」と一般には説明される業務である。

行政書士に相続手続が依頼される場合の多くは、被相続人に当たる身近な親族が亡くなられ、相続が発生したものの、ご自身では、手続が難しく（煩わしく）、専門家の助けを借りたい、という相談が端緒となる。被相続人死亡後すぐに相談に来られる方もいれば、戸籍を集める段階、遺産分割協議書を作成する段階など、依頼者が難しいと感じられる段階で相談されるが、このパターンの依頼は「法定相続」となる。

実際、依頼される多くのパターンはこの「法定相続」であるが、ごくごく身近に見られるこのパターン、法律上は「例外的場合に位置づけられている」といわれたら、どう思われるだろうか？

実際、私がこのように話をすると、ほとんどの方が驚かれる。

いわく「だって、法律に配偶者 2 分の 1，子どもは残りの 2 分の 1 を人数分で分けると、そうなっているのではないですか？」

確かにその通り。だが、このパターンの相続は、なんと呼ばれているか、今一度考えて確認をされたい。「法定」という文言がついている。このことが何を意味するのか、考えてみたいと思う。

2 私法の三大原則から考えてみると

私法の一般法である民法において、「法が権利関係を定めなければならない」ケースというのは、限られた場面である。

なぜなら、近代立憲主義以降、私的財産の所有を認める法制化においては、財産の処分は全て「個人（この場合は所有者）の意思のみ」によって行われると言う大原則があるからである（私的自治の原則と言われる）。この原則下では、国家が私人の財産関係に介入して、一刀両断的に権利関係を定めることができるのは、介入しなければ法秩序が保てないやむを得ない場合に限られることになる。

「国家の介入」とは、法治国家においては「法の介入」と同義になる。したがって、「法定」相続が原則に対する例外的なケースをさすという理論にも、納得していただけるのではないだろうか。

おそらく、民法相続法は、所有者の意思により、資産を次世代に引き継がせる「遺言書による相続」を原則的形態と考え、いわゆる「法定相続」は、その所有者の意思が判明しない場合、やむを得ない方法として、文字通り「法が権利関係を定めることとした」と解釈するのが、正しい理解ではないだろうか。

3 原則・例外が逆転すると・・・

法の建前は「遺言による相続」が原則であり、「法定相続」が例外であるとしても、実際には、完全に原則と例外は立場が逆転をしているのが、現状である。

そのことから、相続手続全般に対する、ある意味「当然の誤解」が生じていると思う。

そのひとつが「相続手続は手間がかかって大変」というもの。しかしなぜ手間がかかることになるのか、その原因も「遺言書がない」というところに、行き着くと思われる。

つまり、遺言書で権利関係を明らかにされていない相続は、観念上、共同相続人が法で定められた相続分にしたがい、全ての相続財産を共有する状態になる。

共有者は、持分の差はあれ相続財産を所有する「正当な権利者」である。「正当な権利者」が、具体的に遺産を分割するとき、希望する分割案を各々主張して、譲らないことを、「争い」と呼ぶのは、必ずしも適切とは言えないだろう。なぜなら、それぞれが「法律で定められた」「正当な」「権利を主張」しているだけだからである。

正当な権利者が複数人存在すれば、相続財産を処分する場合、全員の意思表示が必要になるのは当然である。なぜなら、「私的自治の原則」があるから、所有者の意思を無視して、かつてに私有財産が処分されることは、許されない。

いわゆる、遺産分割協議書に、共同相続人全員のハンコがいるというのは、このことを指す。

面倒だが、仕方がない、元の持ち主である、被相続人が意思表示をするのを怠ってしまった以上、そして、相続放棄をしなかった以上、権利者は自らの権利を守るために、他者の権利を侵害しないために、行為をしなければならない（所有権は義務を伴うという思想は、現代社会においては、程度の差はあれ、容認せざるを得ないと思われる。民法上もこの思想を容認している規定が存在する）

4 問題解決の一つの方法「遺言書の作成」そして「遺言執行者の指定」

遺言書があれば、遺産分割協議に伴う、もろもろの煩わしさのかなりの部分は解消される。遺言書は、遺言執行者の指定が可能だが、遺言執行者の指定がされていれば、遺言執行者単独で相続手続は可能となる。共同相続人全員がハンコを押さなければ、手続が行えないと言った煩わしさからは、解放される。

遺言書は「財産をどう分けるか」のところばかりに注目されがちであるが、実は、この「相続手続を簡素化できる」という効果の方が、重要ではないだろうか。

相続手続に携わる行政書士を含む専門士業が、「手続を簡素化する」効果のもたらずメリットをもっと伝えていく必要があるのではないだろうか。遺言書作成のハードルが下がることが、現在の、原則・例外逆転現象の解消に、つながっていくと考えるからである。

城めぐり コロナの前と後

八王子支部会員 田中久美子



一陽来復
新春吉祥 万事如意

雑記

八王子支部会員 田中真理子

はじめまして、田中真理子と申します。開業から 4 年目のかけ出し行政書士です。開業当時に感じたことや、学んだことを振り返り、書きました。お付き合いいただけると、幸いです。

前職は会社員だったため、証明写真の出番が多いことに驚きました。会員証等で毎年なにかと必要です。サイズもそれぞれ個性があります。

また、官公署に提出する書類は両面印刷ではなく、片面印刷で提出するよう指定があることにも驚きまし

た。会社では、エコの為に両面印刷は当たり前、フォントを小さめにして内容を絞って 1 枚に納めることも大切でした。片面印刷だと 2 倍の厚さで嵩張りますし。そもそも極力プリントアウトしませんでした。

片面印刷に慣れるまでは、勿体ない…と思いつつ、提出していました。その後、弁護士さんのお手伝いをするなかで、記録謄写をし、やっと片面印刷の大切さに気付くことができました。閉じ紐を最大限に緩めて渡してくれますが、両面印刷だとコピーをとりづらく、左上 1 箇所をステープラーで綴じた書類は、やはりコピーをとりづらいのです。

収入印紙や、定額小為替の種類、郵送方法の違い、記名と署名、押印と捺印の違いや、どういう時に捨印や契印をするのかについても学びました。証明力がある書類とはどういうものか、ということも少しずつ学びました。

外国籍の方と接する機会も増えました。ジェスチャーが意味することは国によって大きく異なることを知り、身振り手振りは気をつけるようになりました。体温計で検温する場合でも、眉間は第三の目だから、と嫌がる方もいらっしゃいます。存じ上げず、申し訳ございません、と謝ってから、前腕の辺りを計らせてもらいます。ミャンマーの国籍の方は、姓がなくて全部名前であるとか、スリランカ国籍の方は日本国籍の方の何倍も長い名前である等、学んだことはまだまだあります。日本で働いていらっしゃる外国籍の方の勤労意欲にも刺激を受けました。入管法（出入国管理及び難民認定法）を学ぶと、外国籍の方が日本に在留することの大変さが分かります。

相続のお仕事の場合、戸籍の辿り方にもコツが必要なことがあります。手書きの時代があるからです。見慣れると大抵の文字は読めるようになります。でも見慣れても読めない字もあります。クセが強い場合は、同じ文字を探し、意味から考えて読むこともあります。市町村合併が各地で多くあり、今でいうどこにあたるのか？を調べることもあります。

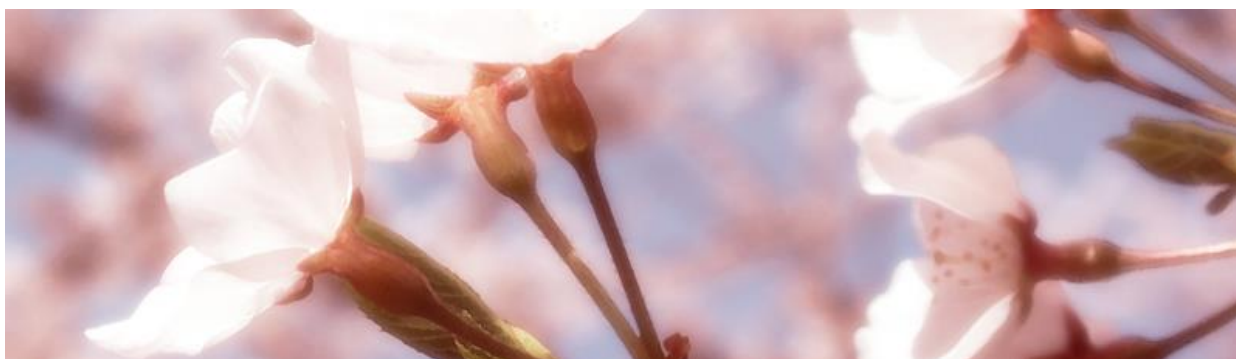
また、行政書士の業務は幅広いため、街を歩くと、あれも仕事になる、これも仕事になる、と目に入ってくる景色が変わりました。

日々勉強は必要ですが、先輩方や、同期、後輩とのご縁や、お客様との奇跡的な出会いに感謝しつつ、充実した毎日を過ごしています。

行政書士試験の勉強を始めたきっかけは、東日本大震災が起こったことでした。東日本大震災がなければ、会社の力ではなく、自分に力をつけないと、などとは思わなかったと思います。実は社会にもほとんど関心がありませんでした。行政書士試験の受験勉強を通し、経験することも大切だけれど、経験しなくても学習をすることで、理不尽な思いをしている方を理解しようとするのが大切であると学びました。

一番仲良くしてくれた伯母が認知症に罹患し、少しでも暮らしにくいご高齢の方の力になりたいと、後見の勉強をし、お仕事をさせていただいております。

まだまだ未熟ではありますが、これからも一步一步を大切に、冷静な頭と熱い心を持って、お仕事に励みます。



投稿のご案内

東京都行政書士会八王子支部
会員各位

平素は当支部の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

東京都行政書士会八王子支部広報部では「行政はちおうじ・ひの」に掲載する支部会員の皆様からの投稿を、下記の要領にしたがって募集いたします。皆様からの多くの投稿を是非、よろしくお願い申し上げます。

1 投稿要領

行政書士業務に関する事、提言、雑感、短歌、俳句、川柳、4 コマ漫画など幅広く皆様の投稿を募集します。

2 原稿などの送付方法

電子メールに限らせていただきます。

kouhou@gyoseisyosi.net 宛てに原稿ファイルを添付して、件名を「行政はちおうじ・ひの用原稿」としてお送り下さい。

3 投稿原稿の採否について

投稿原稿の採否は、広報部の編集会議で決定します。採否の理由については一切お答えできません。

4 その他

- (1) 編集会議において加筆、修正、削除等を行うことがあります。
- (2) 掲載記事に関する質問・意見についてはお答えできません。

東京都行政書士会八王子支部
広報部

広報部

西田 池田 岡本 長岡 松浦 山本